

川越町行政改革実施計画

(平成17年度～平成21年度)

＜事務事業の整理・合理化＞

1 事務事業の整理・合理化について

(1) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間における整理・合理化の目標

項 目	具 体 的 な 取 組 目 標
税の徴収対策	<p>下記の項目を重点項目とし、当町税務職員と県税事務所職員及び三重地方税管理回収機構とのタイアップにより滞納整理等を実施し、徴収率の向上に努める。</p> <p>(1) 各地区（町外を含む。）担当者を決め、積極的な戸別訪問の実施</p> <p>(2) 裁判所等への法的措置の検討</p> <p>(3) 催告書による通知の徹底</p>
使用料・手数料等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年度において、電柱等に係る行政財産の目的外使用料を改定した。 ・ 近隣市町の状況を勘案しつつ、適正な受益者負担の観点から、保育料等公共料金の改定を検討する。 ・ 各種検診の自己負担について平成 18 年度より改正を予定しており、さらに検診委託料の 2 割を目途に検討する。 ・ 平成 18 年度において、水道料金を改定する。
財産収入の見直し	平成 17～21 年度においても、普通財産の土地貸付収入を改定する。
組織の統廃合	各課の事務事業の内容の効率化を図るため、統廃合を検討する。
補助金等の整理合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年度においても、教職員被服等への負担金・補助金を廃止したが、平成 18 年度以降についても、補助金等の必要性等を検討する。 ・ 個人町民税及び固定資産税について、納期前納付に係る前納報奨金の率等の見直しを行う。
投資的経費の見直し	<p>経費抑制を図る観点から、複数年度での施工とし、事業費の平準化を図る。</p> <p>また、箱物建設はその維持管理費、人件費など後年度の財政負担を及ぼすものであり、財政を硬直化させるものであることから、その必要性を十分検討する。</p>

内部管理経費の見直し	旅費、消耗品費等近隣市町の状況把握に努め、随時見直しを行う。
その他事務事業の整理合理化	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報閲覧場所の設置 個人情報保護の観点から、住民記録、公函等の閲覧を行う場所の設置について検討する。 2 公募委員の拡充 審議会、委員会等において、公募委員の充実に努める。 3 電子自治体の構築 町民の利便性を高める電子自治体構築のため、順次システムの導入を行う。 4 粗大ごみの有料化 ごみの減量化・資源化に有効な手段として粗大ごみの有料化を検討する。 5 低公害車の導入 公用車の買い替え時に合わせ、環境にやさしい低公害車の導入を検討する。 6 ワンストップサービスの推進 業務案内や業務取次ぎ等を一つの窓口で行えるワンストップサービスの設置を検討する。 7 土日・祝日におけるノンストップサービスの推進 住民票等の交付について、土日・祝日においても実施するため自動交付機を設置する。 8 職員IDカードの導入 個人情報保護の観点からコンピュータ室等への入退室管理を徹底するため、職員IDカードの導入を検討する。 9 エコオフィス運動の推進 ISO14001の基本理念に基づき、エコオフィス運動を推進する。 10 職員の研修参加・人材育成 町民の視点に立って考え、行動する政策自治体にふさわしい人材を育成するため研修等の充実に努めていく。

(2) 平成 11～16 年度末時点における取組状況

項 目	具 体 的 な 取 組 内 容
税の徴収対策	<p>下記の項目を重点項目とし、当町税務職員と県税事務所職員及び三重地方税管理回収機構とのタイアップにより滞納整理等を実施し、徴収率の向上に努めた。</p> <p>(1) 各地区（町外を含む。）担当者を決め、積極的な戸別訪問の実施</p> <p>(2) 裁判所等への法的措置の検討</p> <p>(3) 催告書による通知の徹底</p>
財産収入の見直し	平成 13～16 年度において、普通財産の土地貸付収入を改定した。
組織の統廃合	水道課及び下水道課の両課を平成 15 年度から上下水道課に統廃合することにより、事務事業の効率化を図るとともに、職員を削減した。
補助金の整理合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員親睦会の助成金について、職員 1 人当たりの助成金 24,000 円を、平成 15 年度から 7,000 円に減額した。 ・ 平成 16 年度において三鈴郡関係協議会等への負担金・補助金を廃止した。
投資的経費の見直し	<p>経費抑制を図る観点から、複数年度での施工とし、事業費の平準化を図っている。</p> <p>また、箱物建設はその維持管理費、人件費など後年度の財政負担を及ぼすものであり、財政を硬直化させるものであることから、その必要性を十分検討している。</p>
内部管理経費の見直し	北勢管内への出張旅費について、日当を廃止した。
その他事務事業の整理合理化	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種申請書等の提供機会の拡充 インターネットのホームページから申請書等の提供機会の充実を図った。 2 例規集のデータベース化 全庁的な法制執務の共有及び合理化を図るため、加除式例規集をデータベース化した。 3 公募委員の拡充 平成 15 年度においては、新庁舎建設基本構想等策定委員会の委員の一部を公募して新庁舎建設に向けての基本方針等を審議していただき、平成 16 年度においては、新庁舎建設基本設計業者選考審査委員会の一部を公募し、新庁舎建設基本設計コンペの応募作品の審査及び業

	<p>者選考について審議していただいた。</p> <p>4 低公害車の導入 NOx法、排出ガス規制等に適合したダンプを平成 16 年度に購入した</p> <p>5 地理情報システムの導入 行政事務の効率化を図るため、・・・・町道各公共施設の位置を電子化した。</p> <p>6 エコオフィス運動の推進 エコオフィス運動を推進するため、平成 14 年度において I S O 14001 を取得した。</p> <p>7 職員の研修参加・人材育成 職員のメンタルヘルス研修、人権研修を実施するとともに、各種の行政事務に係る研修に参加した。</p>
--	--

< 民間委託等の推進 >

1 民間委託等を実施する際の判断基準

民間等への委託を実施するに当たっては次の基準を勘案して判断する。

- ・ 事務の効率化や人件費等の経費節減が図れる。
- ・ 専門性等を生かしたサービスが実施できる。
- ・ 業務量の変化に適切、柔軟に対応できる。
- ・ 職員での対応が難しい緊急時、時間外、休日等に対応できる。

2 事務事業について

(1) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

既に全部委託を行っている事務事業を除き、全部委託、一部委託等の検討を行っていく。

区 分	取 組 目 標
全部委託を実施している以外の事務事業	公権力の行使に当たったり、法令上行政が直接実施するよう定められたりしている事務事業以外の事務事業について、民間等へ委託を実施する際の判断基準及び先進自治体の状況を参考に、実施のあり方を検討していく。 なかでも、給食調理業務にあっては給食センターの施設管理と一体的に、役場庁舎にあっては新庁舎建設の際にそれぞれ検討していく。

(2) 16年度末時点における取組内容

項 目	事 務 事 業 の 名 称	具 体 的 な 取 組 み の 内 容
民間等への全部委託	ホームヘルパー派遣業務	
	在宅配食サービス業務	
	ホームページ作成・運営業務	
	行政番組放送事業	
民間等への一部委託	広報紙作成業務	
	し尿処理業務	収集・運搬
	学校給食業務	給食の運搬
	水道メーター検針業務	
	情報処理・庁内情報システム維持業務	起債管理、給与計算等
	設計業務	
	測量業務	道路台帳等
	福祉業務	デイサービス事業、老人福祉センター事業等
	調査・集計業務	都市計画用途地域見直し業務、障害者福祉計画等
	外国語教育	

3 公の施設の民間委託等について

(1) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

各施設の管理について、それぞれの取組目標に従い、全部委託（指定管理者制度）及び一部委託の検討を行っていく。

施 設 の 名 称	取 組 目 標
総合体育館（多目的広場・野球場・テニスコート含む。）	当該施設の管理は、現在臨時職員で対応しており、民間等への委託により人件費の削減効果は低いものと思われる。また、行政サービスの低下という一面も懸念されることから、指定管理者制度の導入については、民間等へ委託を実施する際の判断基準及び先進自治体の状況を参考に、管理のあり方を検討していく。
町民プール	総合体育館との併設施設であり、総合体育館と一体的に管理のあり方を検討していく。
健康管理センター	妊婦、乳幼児、成人及び老人とさまざまな年代を対象に疾病予防等の検診を行う以外に訪問、相談及び教室の開催などの福祉的サービスも行っている施設であり、民間等への委託により行政サービスの低下が一番懸念されることから、指定管理者制度の導入については民間等へ委託を実施する際の判断基準及び先進自治体の状況を参考に、管理のあり方を検討していく。
診療所	民間医療施設の補完施設であり、健康管理センターとの連携によって保健・福祉・医療の一体的施設にも位置づけられている。町民の健康管理に関わる施設であり、指定管理者制度の導入については難しいものと思われる。民間等への委託により行政サービスの低下が一番懸念されることから、指定管理者制度の導入については民間等へ委託を実施する際の判断基準及び先進自治体の状況を参考に、管理のあり方を検討していく。
あいあいセンター	現在、民間企業によるメセナ活動が定着してきている。このメセナ活動とは民間企業が社会貢献の一環として、非営利的に芸術文化支援を行うことである。このような情勢の中、当該施設も安価な料金で町民に芸術文化を提供している施設である。民間等への委託により行政サービスの低下が一番懸念されることから、指定管理者制度の導入については民間等へ委託を実施する際の判断基準及び先進自治体の状況を参考に、管理のあり方を検討していく。

(2) 16年度末時点における取組内容

項 目	施 設 の 名 称	具 体 的 な 取 組 み の 内 容
民間等への一部委託	総合体育館（多目的広場・野球場・テニスコート含む。）	床面及びガラス清掃
	町民プール	プールの監視・清掃
	健康管理センター	機械設備のメンテナンス（清掃含む。）
	診療所	機械設備のメンテナンス（清掃含む。）
	あいあいセンター	機械設備のメンテナンス（清掃含む。）

3 公の施設以外の施設について

(1) 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

既に全部委託を行っている排水機場を除き、全部委託、一部委託及び直営の検討を行っていく。

施 設 の 名 称	取 組 目 標
給食センター	非常に細かい作業工程が要求される学校給食調理を民間企業等にできるのか否か、また、食の安全という観点から保護者の理解が得られるのかなどを勘案しつつ、民間等へ委託を実施する際の判断基準及び先進自治体の状況を参考に、管理のあり方を検討していく。
北・中・南部保育所	国の「三位一体改革」により公立保育所の運営費負担金は廃止されたが、私立保育所への運営費負担金は維持されていることから、民間委託すれば、町予算の負担は軽減される。また、公立保育所の職員には正規職員・嘱託職員・臨時職員が混在しており身分形態に格差があるが、私立保育所であればこの問題は解消されると思われる。しかし、子どもを預ける保護者の気持ちを勘案すれば性急な民間委託は避けるべきである。これらのメリット・デメリットを踏まえ、民間等へ委託を実施する際の判断基準及び先進自治体の状況を参考に、管理のあり方を検討していく。
町道路	毎年、拡幅工事や新設工事があり、道路法に基づく当該工事等に伴う告示行為もあり、民間等へ委託することについては消極的に解する。
水道管	水道は基礎的ライフラインであり、その機能を確保するための十分な安全対策を講じる必要があることから、水道法等で定める水道事業者の責務を果たす上で、管理業務ごとに慎重に検討し、効率的な事業実施を目指す。
下水道管	下水道法に基づく下水道管理者として行うべき公権力の行使に係る事務等を適切に行わせる必要があることから、従来の外部委託方式の活用による効果的運営に努める。
その他の施設（排水機場は除く。）	法令上、管理者が決定している施設であり、そのサービス内容も行政が主体となって実施していく責務があると思われ、基本的には全部委託は困難である。 ただし、幼稚園にあっては幼保一元化という観点から、時代の趨勢により検討対象になる場合もあると思われる。

(2) 16年度末時点における取組内容

項 目	施 設 の 名 称	具 体 的 な 取 組 み の 内 容
民間等への全部委託	排水機場	
民間等への一部委託	役場	床面及びガラス清掃
	中央公民館	床面及びガラス清掃
	給食センター	換気扇等清掃
	中学校	ガラス清掃
	南小学校	ガラス清掃
	北小学校	ガラス清掃
	幼稚園	ガラス清掃
	北部保育所	床面清掃
	中部保育所	床面清掃
	南部保育所	床面清掃
	町道路	除草等維持補修
	水道管	管清掃
	下水道管	管清掃及びマンホールポンプ維持管理
全部直営	朝明配水場	
	埋縄配水場	

＜定員管理・給与の適正化＞

1 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間における定員管理の適正化について

項 目	具 体 的 な 内 容
数 値 目 標	平成 17.4.1～平成 22 年.4.1 までの間に、職員数を 4.2%削減（平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数 120 名）
数値目標の基本的考え方	<p>適正な定員管理の一層の推進は、行政における事務の簡素化・効率化を図るうえで重要である。組織・機構の見直し、OA化・アウトソーシングといった事務事業の効率化等を積極的に推進する一方、地方分権や国・県からの権限委譲など新たな行政事務は増加の一途にある。また、当町の平成 17 年 4 月現在の人口は平成 13 年 4 月のそれに比較すると 7.57%増加しており、その中で少子高齢化という時代の潮流にもかかわらず、平成 17 年 4 月現在の 16 歳未満児は平成 13 年 4 月のそれに比較すると 10.11%という高い増加率となり、福祉をはじめとした行政需要は増加している。</p> <p>これらの行政事務及び行政需要の増加を勘案しつつ、適正な定員管理を実施するため定員適正化計画を策定する。</p>
定員適正化計画の見直し	毎年度、行政内部又は外部における状況の変化に対応すべく定員適正化計画を見直していく。
定員管理状況の公表	<ol style="list-style-type: none"> 1 インターネットHPへ掲載する。 2 三重県の公表様式に準拠する。 3 川越広報紙へ掲載する。

2 平成 17 年度～ 21 年度までの 5 年間における給与等の適正化について

特別職の報酬、給料等の見直し	周辺市町の動向を勘案しながら見直しを検討していく。
適正な運用	「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」などの諸規定に基づき適正に運用していく。
退職手当の支給率の見直し	勸奨退職者の特昇などについて、周辺市町の動向を勘案しながら見直しを検討していく。
諸手当の適正化	<ol style="list-style-type: none"> 1 特殊勤務手当の適正化 周辺市町の動向を勘案しながら廃止・縮減の検討をしていく。 2 その他の手当の適正化 特殊勤務手当以外の手当については、周辺市町の動向を勘案しながら見直しを検討していく。
その他	職員への福利厚生について、職員の健康管理の面を手厚くフォローアップする一方で、周辺市町の動向を勘案しながら見直しを検討していく。
給与等状況の公表	<ol style="list-style-type: none"> 1 インターネットHPへ掲載する。 2 三重県の公表様式に準拠する。 3 川越広報紙へ掲載する。

(2) 平成 16 年度末時点における取組状況

項 目	具 体 的 な 取 組 内 容
特別職の報酬、給料等の見直し	平成 15～16 年度において議長 3.24%、副議長 2.96%、委員長 3.20%、議員 3.33%、町長 3.03%、助役 3.13%、収入役 3.06%、教育長 3.00%をそれぞれ減額した。
諸手当の適正化	町税事務・国民健康保険事務に係る職員に対し、一律月額 6,000 円の特務手当を支給していたが、平成 15 年 4 月から当該手当に関する条例・規則を改正し、庁外において滞納整理事務に従事した日 1 日につき 500 円で月額 5,000 円を超えない範囲内での支給とした。
その他	職員親睦会への助成金について、職員一人当たりの助成金 24,000 円を、平成 15 年度から 7,000 円に減額した。

< 第三セクターの見直し >

当町においては出資比率 25%以上の第三セクターはないため関与なし。